

# 貸付けの条件変更等の申込みに対する対応状況

法第4条および第5条に基づく措置の実施状況(平成22年6月末)

平成22年8月20日

株式会社 鳥取銀行

## 金融円滑化法第4条に基づく措置の実施状況

貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

(債務者が中小企業者である場合)

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	5,924	31,188	55,502			
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の額	5,163	27,219	48,851			
うち、実行に係る貸付債権の額	2,896	26,598	45,674			
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	-	-	-			
うち、謝絶に係る貸付債権の額(注1)	-	7	24			
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	-	-	-			
うち、審査中の貸付債権の額	2,267	594	3,037			
うち、取下げに係る貸付債権の額	-	19	113			
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の額	760	3,968	6,651			
うち、実行に係る貸付債権の額	401	3,365	5,986			
うち、謝絶に係る貸付債権の額(注1)	6	18	111			
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額(注2)	-	-	56			
うち、審査中の貸付債権の額	352	527	407			
うち、取下げに係る貸付債権の額	-	57	146			

(注1) 平成22年6月末時点において、謝絶に係る貸付債権の額には、貸付の条件の変更等の申込みの日から3ヶ月を経過した日、または貸付債権の支払期日のいずれか遅い日を過ぎてもなお「審査中」のもの(33百万)を含んでいます。

(注2) 平成22年6月末時点において、謝絶に係る貸付債権の額には、貸付の条件の変更等の申込みの日から3ヶ月を経過した日、または貸付債権の支払期日のいずれか遅い日を過ぎてもなお「審査中」のもの(9百万)を含んでいます。

## 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の件数

(債務者が中小企業者である場合)

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	237	1,027	1,726			
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の数	130	591	1,006			
うち、実行に係る貸付債権の数	87	565	935			
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0			
うち、謝絶に係る貸付債権の数(注3)	0	2	5			
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0			
うち、審査中の貸付債権の数	43	21	60			
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	3	6			
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の数	107	436	720			
うち、実行に係る貸付債権の数	56	359	639			
うち、謝絶に係る貸付債権の数(注3)	2	5	19			
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数(注4)	0	0	6			
うち、審査中の貸付債権の数	49	63	44			
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	9	18			

(注3) 平成22年6月末時点において、謝絶に係る貸付債権の数には、貸付の条件の変更等の申込みの日から3ヶ月を経過した日、または貸付債権の支払期日のいずれか遅い日を過ぎてもなお「審査中」のもの(8件)を含んでいます。

(注4) 平成22年6月末時点において、謝絶に係る貸付債権の数には、貸付の条件の変更等の申込みの日から3ヶ月を経過した日、または貸付債権の支払期日のいずれか遅い日を過ぎてもなお「審査中」のもの(3件)を含んでいます。

(債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合)

貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

(債務者が中小企業者である場合)

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	324	3,278	4,069			
うち、実行に係る貸付債権の額	197	2,884	3,546			
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	-	-	-			
うち、謝絶に係る貸付債権の額(注5)	-	7	9			
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の額	-	3	3			
うち、審査中の貸付債権の額	126	370	453			
うち、取下げに係る貸付債権の額	-	15	59			

貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の件数

(債務者が中小企業者である場合)

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	20	98	131			
うち、実行に係る貸付債権の数	7	86	118			
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0			
うち、謝絶に係る貸付債権の数(注5)	0	2	3			
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の数	0	1	1			
うち、審査中の貸付債権の数	13	9	7			
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	1	3			

(注5)平成22年6月末時点において、謝絶に係る貸付債権の額・数には、貸付の条件の変更等の申込みの日から3ヶ月を経過した日、または貸付債権の支払期日のいずれか遅い日を過ぎてもなお「審査中」のもの(6百万、2件)を含んでいます。

## 金融円滑化法第5条に基づく措置の実施状況

貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

(債務者が住宅資金借入者である場合)

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	333	1,792	2,797			
うち、実行に係る貸付債権の額	83	806	1,558			
うち、謝絶に係る貸付債権の額(注6)	-	57	216			
うち、審査中の貸付債権の額	196	666	364			
うち、取下げに係る貸付債権の額	54	262	657			

貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の件数

(債務者が住宅資金借入者である場合)

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	21	124	191			
うち、実行に係る貸付債権の数	3	55	110			
うち、謝絶に係る貸付債権の数(注6)	0	4	19			
うち、審査中の貸付債権の数	15	48	22			
うち、取下げに係る貸付債権の数	3	17	40			

(注6)平成22年6月末時点において、謝絶に係る貸付債権の額・数には、貸付の条件の変更等の申込みの日から3ヶ月を経過した日、または貸付債権の支払期日のいずれか遅い日を過ぎてもなお「審査中」のもの(143百万、13件)を含んでいます。